

議第155号

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年 2月16日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例

京都市都市計画関係手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第1(8)の項中「第6条第2項第2号イ」を「第43条の4第3項第2号」に、「同号イ(ア)」を「同号ア」に、

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）御池通沿道特別商業地区建築条例第4条第2項括弧書き（法第87条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の地階の部分の認定の申請に対する審査	27,000
京都市斜面地等における建築物等の制限に関する条例第3条第2項又は第5条第1項第2号若しくは第3号（これらの規定を同条例第7条において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物等の接地位置の高低差の制限に関する適用除外に係る許可の申請に対する審査	160,000
京都市斜面地等における建築物等の制限に関する条例第5条第2項第2号（同条例第7条において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物等の特定部分の高さの制限に関する適用除外に係る許可の申請に対する審査	160,000
京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例第6条第1項の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	180,000

を

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）御池通沿道特別商業地区建築条例第4条第2項括弧書き（法第87条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の地階の部分の認定の申請に対する審査	27,000
京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）らくなん進都鴨川以北産業集積地区建築条例第3条ただし書（法第87条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	180,000
京都市斜面地等における建築物等の制限に関する条例（以下「斜面地条例」という。）第3条第2項（斜面地条例第7条において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物等の接地位置の高低差の制限に関する適用除外に係る許可の申請に対する審査	160,000
斜面地条例第5条第1項第2号又は第3号（これらの規定を斜面地条例第7条において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物等の接地位置の高低差の制限に関する適用除外に係る許可の申請に対する審査	120,000
斜面地条例第5条第2項第2号（斜面地条例第7条において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物等の特定部分の高さの制限に関する適用除外に係る許可の申請に対する審査	120,000
京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（以下「地区計画条例」という。）第6条第1項の規定に基づく建築物の用途の制限に関する適用除外に係る許可の申請に対する審査	180,000
地区計画条例第7条第1項の規定に基づく建築物の敷地面積の制限に関する適用除外に係る許可の申請に対する審査	160,000

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例の施行の日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

提案理由

建築基準法の規定に基づき定める条例の規定に基づく許可の申請に対する審査に係る手数料を定める等の必要があるので提案する。